

社会福祉法人神川町社会福祉協議会給与規程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人神川町社会福祉協議会就業規則（以下「就業規則」という。）第 3 1 条の規定に基づき職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第 2 条 この規程に定める給与の種類は、次のとおりとする。

- (1) 給 料
- (2) 扶養手当
- (3) 地域手当
- (4) 住居手当
- (5) 通勤手当
- (6) 時間外勤務手当
- (7) 管理職手当
- (8) 期末手当
- (9) 勤勉手当

第 2 章 給 与

(給 料)

第 3 条 職員には、正規の勤務時間に対する報酬として給料を支給する。

(給料表)

第 4 条 職員の給料表は、別表のとおりとし、神川町職員の給与に関する条例（平成 1 8 年神川町条例第 4 6 号。以下「神川町の条例」という。）第 3 条第 1 項第 3 号に規定する教育職・福祉職給料表（別表第 3）を準用する。

(初任給)

第 5 条 初任給は、神川町の条例及び神川町初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成 1 8 年神川町規則第 3 4 号）の規定を準用し、会長がこれを決定する。

(昇給の基準等)

第 6 条 職員の昇給は、毎年 4 月 1 日に、同日前 1 年間におけるその者の勤務成績に応じて行なうものとする。

2 職員の昇給の号給数は、当該職員がいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める号給とする。

- (1) 勤務成績が特に良好である職員 8号給以上
 - (2) 勤務成績が良好である職員 4号給
 - (3) 勤務成績が良好であると認められない職員 3号給以下
- 3 職員が生命の危険を侵して職務を遂行し、そのため死亡し、若しくは心身障害者となった場合、又は職員が10年以上勤務して退職する場合は、理事会の承認を得て慰労金を支給することができる。
- 4 第1項及び第2項に規定する昇給は、予算の範囲内で行なわなければならない。
- 5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行なうことができない。

(給与の計算)

第7条 給与の計算は、月の1日から末日とする。

2 前項の規定は、期末手当、勤勉手当については適用しない。

(給与の支給方法等)

第8条 給与は、毎月1回21日に支給する。ただし、当日が土曜日、日曜日又は休日の場合は、それぞれ前日に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、職員がその者、又はその者の収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀、その他これに準ずる非常の場合の費用に充てるため、給与の支払いを請求した場合には前項の給料日前においても、速やかにその日までの給与を支給しなければならない。

(給与支給)

第9条 口座振替の方法により給与を支給する。

(退職者の給与)

第10条 退職された職員に対する給与は、次の各号により支給するもののほかは支給しない。

- (1) 職員が業務上負傷し、又は疾病にかかり就業規則第32条により退職されたときは、その退職期間中これに給与の全額を支給する。
- (2) 職員が結核性疾患にかかり退職されたときは、その退職期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。
- (3) 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第32条第1項1号に該当して退職されたときは、その退職の期間が1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- (4) 職員が就業規則第32条第1項2号に該当して退職されたときは、その退職期間中これに給料、扶養手当、及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

(諸手当)

第11条 諸手当は、神川町の条例の規定を準用する。

第 4 章 退 職 手 当

(退職手当)

第12条 職員が退職(死亡による退職も含む)したときは、全国社会福祉団体職員退職手当積立基金規程及び社団法人埼玉県社会福祉事業共助会施行細則の定めるところにより算出した額を支給する。

第 5 章 旅 費

(旅 費)

第13条 職員が業務のため出張命令を受けて旅行する場合は、神川町職員等の旅費に関する条例(平成18年神川町条例第50号の規定)を準用し、会長が決定する。

第 6 章 補 則

(勤務1時間当たりの給与額)

第14条 時間外勤務、休日勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じて得たものからその年の4月1日から翌年3月31日までの間における就業規則第19条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日(これらの日のうち週休日と重なる日を除く。)の日数に1日当たりの勤務時間を乗じて得たものを減じたものを除して得た額とする。

(給与を減額しないことの特例)

第15条 次の各号に掲げる時間は、給与を減額しないこととする。

- (1) 結核患者により会長から要特別従事者として指定を受け、1日の勤務時間を短縮された者の、その短縮された時間。
- (2) 職務の専念義務を免除された場合、その時間及びその期間。

第16条 この規程の施行に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

この規程は、昭和62年10月1日から施行する。

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年2月1日から施行する。

この規程は、平成19年2月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日より施行する。

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。